

48. 我が国の締結した租税条約等の概要

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
アメリカ	原S30.4.1 ①S32.9.9 ②S39.9.2 ③S40.5.6 ④S47.7.9 ⑤H16.3.30	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等受取 その他 10% 免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	—
スウェーデン	原S32.6.1 ①S40.5.25 ②S58.9.18 ①H11.12.25 ②H26.10.12	10% (免税)	原則 一定のもの 10% 免税	免税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	あり
デンマーク	原S34.4.24 ②S43.7.26	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
パキスタン	原S34.5.14 ①S36.8.1 ②H20.11.9	10% 一定のもの 5% その他 7.5%	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ノルウェー	原S34.9.15 ②S43.10.25 ③H4.12.16	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
インド	原S35.6.13 ①S45.11.15 ②元12.29 ①H18.6.28	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
シンガポール	原S36.9.5 ②S46.8.3 ①S56.6.23 ③H7.4.28 ①H22.7.14	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (平12)	—
オーストリア	S38.4.4	20% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ニュージーランド	原S38.4.19 ①S42.9.30 ③H25.10.25	15% (免税)	金融機関等受取 その他 10% 免税	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
イギリス (注1)	原S38.4.23 ②S45.12.25 ①S55.10.31 ③H18.10.12 ①H26.12.12	10% (免税)	原則 一定のもの 10% 免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
タイ	原S38.7.24 ③H2.8.31	国内法の税率 一定のもの 15% その他 20%	金融機関等受取 その他の法人 10% 25%	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—
マレーシア	原S38.8.21 (マラヤ連邦) ②S45.12.23 ③H11.12.31 ①H22.12.1	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり (平18)	—
カナダ	原S40.4.30 ②S62.11.14 ①H12.12.14	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
フランス	原S40.8.22 ①S56.10.14 ③H8.3.24 ①H19.12.1	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等受取 その他 10% 免税	免税	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ドイツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ブラジル	原S42.12.31 ①S52.12.29	12.5%	12.5%	商標権 25% 映画フィルム等 15% その他 12.5%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり	—
スリ・ランカ (セイロン)	S43.9.22	20% (対法人のみ)	銀行等受取 免税 その他国内 法の税率	著作権 免税 映画フィルム 特許権等半額 課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—

## 48. 我が国の締結した租税条約等の概要 (続)

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除 日本国でのみなし 外国税額控除 (供与期限)	相互協定 仲裁規定
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般		
エジプト (アラブ連合)	S44.8.6	15%	国内法の税率	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
ベルギー	原S45.4.16 ①H2.11.16 ②H25.12.27	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
オーストラリア	原S45.7.4 ----- ③H20.12.3	10% 一定のもの の免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
オランダ	原S45.10.23 ①H4.12.16 ----- ③H23.12.29	10% 一定のもの の免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
韓国	原S45.10.29 ----- ③H11.11.22	15% 平成15年未 まで10% 平成16年以 後5%	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (平15)	—
ザンビア	S46.1.23	免税	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり	—
スイス	原S46.12.26 ①H23.12.30	10% 一定のもの の免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	—
フィンランド	原S47.12.30 ①H3.12.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
イタリア	原S48.3.17 ①S57.1.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
スペイン	S49.11.20	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (注4)	—
アイルランド	S49.12.4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (注4)	—
ルーマニア	S53.4.9	10%	10%	文化的 使用料 10% 工業的 使用料 15%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
旧チェコスロ ヴァキア(注2)	S53.11.25	15% (10%)	10%	文化的 使用料 免税 工業的 使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
フィリピン	原S55.7.20 ①H20.12.5	15% (10%)	10%	映画 フィルム 15% その他 10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (平30)	—
ハンガリー	S55.10.25	10%	10%	文化的 使用料 免税 工業的 使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ポーランド	S57.12.23	10%	10%	文化的 使用料 免税 工業的 使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
インドネシア	S57.12.31	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (注4)	—
中国	S59.6.26	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—
旧ソ連 (注3)	S61.11.27	15%	10%	文化的 使用料 免税 工業的 使用料 10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
バングラデシュ	H3.6.15	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—
ブルガリア	H3.8.9	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり (平13)	—
ルクセンブルク	原H4.12.27 ①H23.12.30	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—

48. 我が国の締結した租税条約等の概要 (続)

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
イスラエル	H 5.12.24	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
トルコ	H 6.12.28	15% (10%)	金融機関等受取その他 10% 15%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり (平16)	—
ベトナム	H 7.12.31	10%	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あり (平22)	—
メキシコ	H 8.11. 6	15% 一定のもの免稅その他 5%	一定のもの 10% その他 15%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あり (平17)	—
南アフリカ	H 9.11. 5	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
ブルネイ	H 21.12.19	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
カザフスタン	H 21.12.30	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
香港	H 23. 8.14	10% (5%)	10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	あり
サウジアラビア	H 23. 9. 1	10% (5%)	10%	設備の使用 5% その他 10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
クウェート	H 25. 6.14	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	—
ポルトガル	H 25. 7.28	10% (5%)	金融機関等受取その他 5% 10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	あり
オマーン	H 26. 9. 1	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	—
アラブ首長国連邦	H 26.12.24	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
カタール	H 27.12.30	10% (5%)	金融機関受取免稅その他 10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
台湾 (注5)	H 28. 6.15	10%	10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—

(備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補足改訂を示し、④は全面改訂を示す。  
 2. 配当に対する限度税率は、日本側の税率を示す。配当欄の( )書は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。  
 3. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして当該減免税額を控除する制度である。  
 4. 事業所得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。

(注) 1. イギリスとの当初の条約については、フィジーに適用される。  
 2. 旧チェコスロヴァキアとの条約については、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。  
 3. 旧ソ連との条約については、ロシア、キルギス、ジョージア、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びアゼルバイジャンにそれぞれ適用される。  
 4. 先方の国内法の改正により、事実上、みなし外国税額控除の適用がない。  
 5. 台湾については、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって全体として租税条約に相当する枠組みを構築

(2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

- ・バミューダ (H22.8.1)
- ・バハマ (H23.8.25)
- ・マン島 (H23.9.1)
- ・ケイマン諸島 (H23.11.13)
- ・リヒテンシュタイン (H24.12.29)
- ・サモア (H25.7.6)
- ・ガーンジー (H25.8.23)
- ・ジャージー (H25.8.30)
- ・マカオ (H26.5.22)
- ・英領バージン諸島 (H26.10.11)

(注) ( )内は発効日を示す。

(3) 税務行政執行共助条約

条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力(情報交換、徴収共助、文書送達共助)を行うための多国間条約。

平成28年7月1日現在の署名国は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等83か国。

欧州・NIS 諸国地域: スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、オランダ、ベルギー、デンマーク、ポーランド、アイスランド、アゼルバイジャン、フランス、ウクライナ、イタリア、イギリス、ドイツ、スペイン、スロベニア、ブルガリア、ポルトガル、ジョージア、モルドバ、アイルランド、ロシア、ギリシャ、ルーマニア、チェコ、マルタ、アルバニア、リトアニア、エストニア、オーストリア、スロバキア、ラトビア、ルクセンブルク、クロアチア、スイス、アンドラ、ハンガリー、リヒテンシュタイン、サンマリノ、カザフスタン、キプロス、モナコ

中東、アフリカ地域: トルク、南アフリカ、ガーナ、チュニジア、モロッコ、サウジアラビア、ナイジェリア、カメルーン、ガボン、ケニア、セネガル、セーシェル、モーリシャス、ウガンダ、イスラエル

アジア、大洋州地域: 韓国、日本、インドネシア、オーストラリア、インド、ニュージーランド、シンガポール、中国、フィリピン、ニウエ、ナウル

北米、中南米地域: アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、コロンビア、グアテマラ、バルバドス、バリーズ、チリ、エルサルバドル、ウルグアイ、ジャマイカ、ドミニカ共和国

(注1) 地域別・署名日順。下線は、発効済の国(61か国)を表す。  
 (注2) オランダは、アルバ、キュラソー、セント・マーティンにも適用。  
 (注3) デンマークは、グリーンランド、フェロー諸島にも適用。  
 (注4) イギリスは、モントセラト、タークス・カイコス諸島、ケイマン諸島、アンギラ、英領バージン諸島、ジブラルタル、バミューダ、マン島、ジャージー、ガーンジーにも適用。